平成２８年（フ）第１１５６号
さいたま市見沼区東大宮７丁目70番地３　砂サンシャインシティ三番館703
債務者　石塚　英紀
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７２号
さいたま市桜区田島６丁目３番２号102
債務者　染谷　　太
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７７号
埼玉県川口市南町２丁目３番25―402号　ルミナール和希
債務者　福原美穂子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８４号
埼玉県比企郡吉見町大字和名424番地１
債務者　内山　光正
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１２３７号
埼玉県上尾市大字原市1179番地８　グランデュール高野201
債務者　新井　通宏
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３３３号
埼玉県加須市向川岸町６番35号
債務者　三村　良一
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
新潟県長岡市希望が丘１丁目１番地４　コーポ峰202号室
債務者　星野　健一
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
新潟県長岡市東蔵王３丁目２番38号　エクセレント三勝102号室
債務者　戸枝　大助
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６７２号
札幌市東区北丘珠５条３丁目13番６号
債務者　山影　美紀（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４３号
札幌市豊平区平岸３条７丁目１番27―702号
債務者　岡田　誠司
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４８号
札幌市中央区南６条西18丁目２番19号　アクターフジ201号
債務者　熊谷　秀樹
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６６号
札幌市西区西野３条５丁目１番13号　ベーシックⅡ―203号
債務者　菊地　正子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
北海道稚内市末広４丁目１番10―104号　市営住宅58―Ａ―１
債務者　柏木　禮子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで旭川地方裁判所稚内支部

平成２８年（フ）第１７号
北海道北見市常呂町字常呂605番地18
債務者　中野　　進
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２８年（フ）第３７６号
相模原市中央区田名5139番地２　グレースヴィラ203
債務者　茅野真由美
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３７７号
相模原市緑区牧野3679番地
債務者　佐藤　秀樹
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６９４号
堺市堺区向陵中町１丁５番29―305号
債務者　片上　真澄
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７７６号
堺市北区金岡町885番地
債務者　田中ヒデ子
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで大阪地方裁判所堺支部破産係